

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

独立役員確保の状況について

当取引所では今般、上場会社における直近の独立役員確保の状況について集計を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 集計対象とした独立役員届出書について

当取引所では、平成22年2月10日施行の「上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備等に伴う「業務規程」等の一部改正について」により、上場会社に対して、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。以下同じ。）を1名以上確保することを義務付けており（適時開示等規則第31条の2）、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から、順次適用しています¹。

当取引所では今般、独立役員の確保に係る直近の状況をお知らせするために、平成22年6月30日時点での独立役員の確保状況等を公表することといたしました。なお、上場会社からご提出いただいた独立役員届出書は、当取引所に備え置くとともに、その内容を一覧表にして当取引所のウェブサイトに掲載することにより公衆の縦覧に供しています。

本集計は、上場会社349社²からご提出いただいた独立役員届出書のうち、平成22年6月30日時点において有効な独立役員届出書（一斉届出に加え、指定・指定解除に係る届出を含みます。）を対象としています。

2. 集計結果

○ 名証上場会社の9割以上が独立役員を確保済み

集計対象となった上場会社349社の94.6%にあたる330社が独立役員を確保済みとの届出を行っています（図表1）。

また、独立役員が確保済みである旨の届出を行っている上場会社330社から、延べ753名の独立役員が届け出られており、1社あたり平均2.3名の独立役員が確保されています。

¹ 例えば、平成22年3月期決算会社の場合は、本年6月までに開催される定時株主総会の日の翌日から独立役員の確保義務が適用されています。

² 6月30日時点における上場会社を基準としているため、その後に上場廃止となった上場会社を含んだ社数となっていることに御意ください。

独立役員の数別の上場会社数の分布は、図表2のとおりです。

○ **独立役員のうち、社外取締役は25.4%、社外監査役は74.6%**

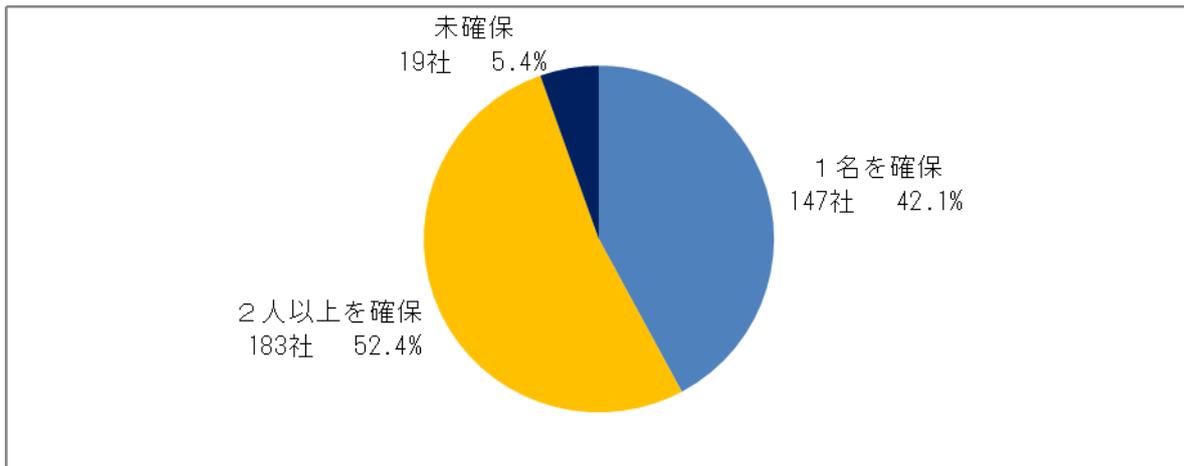
届け出られた独立役員のうち、25.4%にあたる191名が社外取締役、74.6%にあたる562名が社外監査役となっています。独立役員として社外取締役を1名以上届け出ている上場会社は、全体の26.7%にあたる88社となっています（図表3）。

○ **開示加重要件に該当する独立役員は全体の4.5%**

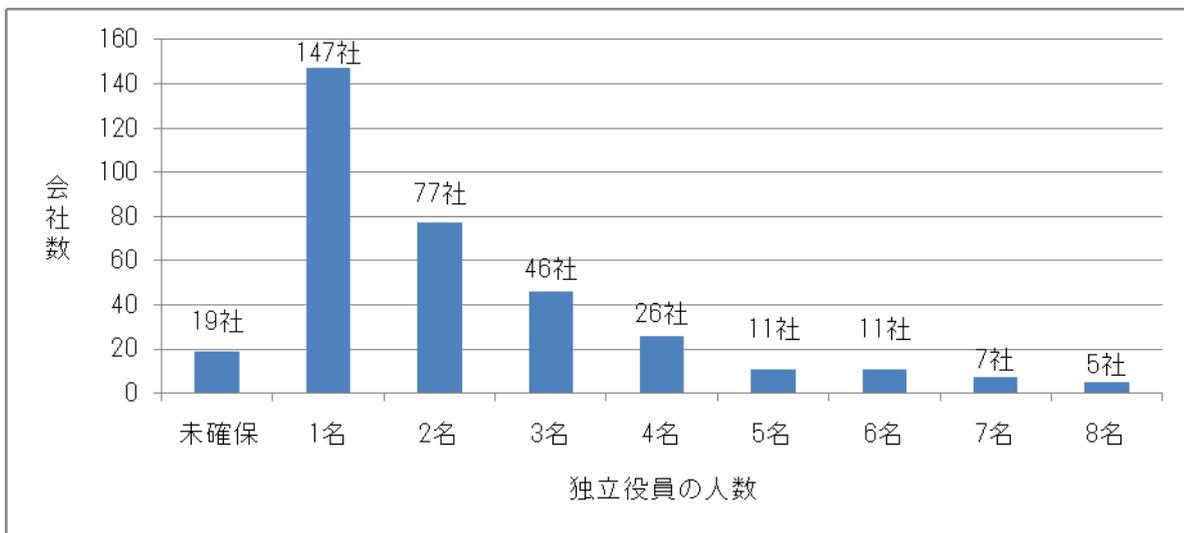
独立役員のうち、有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5)に定める要件（以下「開示加重要件」といいます。）³に該当していない独立役員は、全体の95.5%にあたる719名となっています。4.5%にあたる34名が開示加重要件のいずれかに該当しており、独立役員届出書において、これらの要件に該当しているという事実を踏まえてもなお独立役員として指定する理由の記載を行っています。なお、開示加重要件に該当している独立役員のうち26名は、過去において上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者に該当しています（図表4）。

3 開示加重要件は、一般株主と利益相反の生ずるおそれがあると懸念されうる場合を類型化して規定したものであり、独立役員として指定する者がこれに該当している場合には、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定する理由を、独立役員届出書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載しなければならないこととしています。

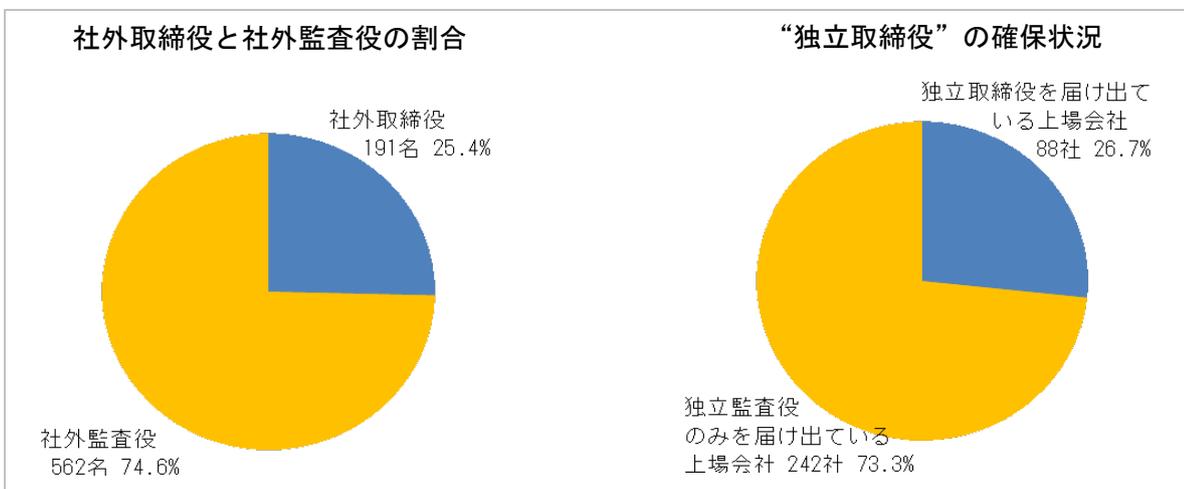
図表 1. 独立役員の確保状況



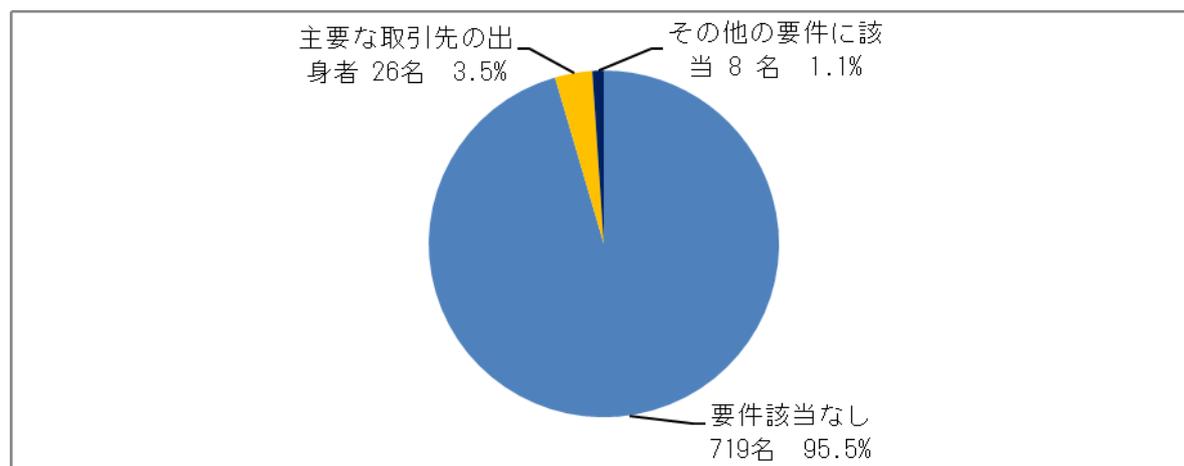
図表 2. 独立役員の人数別分布



図表 3. 社外取締役と社外監査役の割合等



図表 4. 有価証券上場規程に関する取扱い要領に定める要件への該当状況



	現在・最近		過去	
	人数	割合	人数	割合
a1 : 上場会社の親会社の業務執行者	0名	—	2名	0.3%
a2 : 上場会社の兄弟会社の業務執行者	0名	—	2名	0.3%
b1 : 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者	0名	—	2名	0.3%
b2 : 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者	0名	—	26名	3.5%
c : 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家	0名	—	1名	0.1%
d : 上場会社の主要株主	0名	—	4名	0.5%
e1 : 上場会社又はその子会社の業務執行者の近親者	0名	—	0名	—
e2 : 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（独立役員が社外監査役の場合）の近親者	0名	—	0名	—

※ 表のa1～e2 は、有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5)に定める要件を簡略化して表記したものです。

なお、複数の要件に該当している独立役員が存在するため、表の人数の合計は、要件のいずれかに該当している独立役員の数（34名）とは一致しないことにご留意ください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

TEL : 052-262-3174 E-mail : syoken@nse.or.jp